

「仙台市障害者保健福祉計画」及び 「仙台市障害福祉計画」の改定について

1 改定の趣旨

- ・ 障害者基本法に基づき、本市の障害者のための基本的な施策を定める「市町村障害者計画」として、「仙台市障害者保健福祉計画」を改定する。
- ・ 障害者総合支援法に基づき、本市の障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策を定める「市町村障害福祉計画」として「仙台市障害福祉計画」を改定する。
- ・ 仙台市基本構想、仙台市基本計画を基礎とし、本市の障害者の保健福祉施策全般にかかる理念や基本的な方針、主要施策を定める計画として改定する。

2 改定の進め方

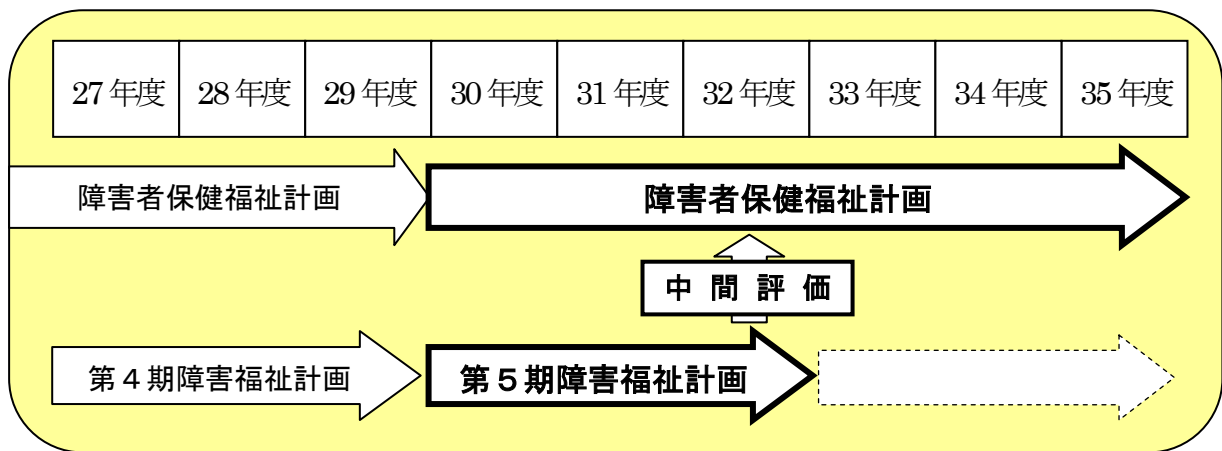
- ・ 「障害者等保健福祉基礎調査（アンケート調査と聴き取り調査）」等により、仙台市の障害保健福祉サービスの現状及び意見、障害者に対する意識等を把握する。
- ・ 特定のテーマについて、集中的に検討するための作業部会を仙台市障害者施策推進協議会に設置する。
- ・ 「障害者自立支援協議会」や「精神保健福祉審議会」等の他機関での議論を計画に反映させる。
- ・ 仙台市パブリックコメント手続に関する実施要綱に基づき、市民や支援団体等の意見を公募する。

3 今後の主な改定スケジュール

日 程	内 容
平成 29 年 5 月 25 日	平成 29 年度第 1 回障害者施策推進協議会
平成 29 年 6 月～	第 2 回～第 4 回協議会 作業部会を月 1 回程度、合計 4 回実施
平成 29 年 10 月	作業部会最終報告（第 5 回協議会）
平成 29 年 11 月	中間案提示（第 6 回協議会）
平成 29 年 12 月～	パブリックコメント募集
平成 30 年 2 月	答申
平成 30 年 3 月	計画改定

4 計画期間

- ・ 障害者保健福祉計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とする。また、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を前期、平成 33 年度から平成 35 年度までの 3 年間を後期とする。
- ・ 第 5 期障害福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。
- ・ 平成 32 年度に第 6 期障害福祉計画の改定とあわせて、障害者保健福祉計画の中間評価を行う。ただし、国の障害者制度改革の動向も含め、社会状況等の変化に対し、必要に応じて計画を見直す。



5 計画の位置づけ

- ・ 本計画は、仙台市基本構想及び仙台市基本計画を踏まえながら、本市に関連する計画と連携して、保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画として改定する。

図：計画の位置づけ（イメージ）

